

広島県告示第五十九号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第一号）第十八条第五項の規定によって、農用地利用配分計画を次のとおり認可した。

令和三年十二月九日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地	
氏名又は名称	住所	所在	面積（㎡）
農事組合法人たかさこ	三原市	三原市久井町下津字長谷二 一五二番一ほか八筆	一四、八二一
農事組合法人本庄協輪 苦楽部・百笑	三原市	三原市八幡町本庄二〇五三 番ほか六筆	一五、三三二
万田発酵株式会社	尾道市	尾道市因島重井町字宮沖新 開一〇三一番ほか一筆	二、五五〇
農事組合法人ファーム あおが	三次市	三次市青河町八〇二番四	一、一三〇
農事組合法人尾引ファ ミリー	庄原市	庄原市尾引町字市南浦五四 五番二ほか七筆	二三、七〇八
株式会社ネクストファ ーム山内	庄原市	庄原市山内町字堂迫尻一〇 〇〇番一ほか三筆	一四、三四〇
株式会社モスファーム すずなり	静岡県磐田市	安芸高田市高宮町羽佐竹字 原山一一九一二番一ほか一 筆	七〇、三二四
角田 考志	安芸高田市	安芸高田市高宮町羽佐竹字 法子峠一一一八〇番三ほか 二筆	一三、〇二二
イオンアグリ創造株式 会社	千葉県千葉市	安芸高田市高宮町羽佐竹字 後谷一〇七四二番八ほか一 四筆	一二四、七七一
川野 正嗣	安芸高田市	安芸高田市高宮町羽佐竹字 原山一一八九四番六ほか三 筆	一〇、四七〇
株式会社RABI	安芸高田市	安芸高田市高宮町羽佐竹字 原山一一九二九番一ほか四 筆	二四、五七九
有限会社援農甲立ファ ーム	安芸高田市	安芸高田市高宮町羽佐竹字 原山一〇四二番五ほか六 筆	三三、六七二
有限会社援農甲立ファ ーム	安芸高田市	安芸高田市甲田町上甲立字 烏ノ洲三九七番一ほか一筆	三、八一
合同会社穴ファームO KI	山県郡安芸太田町	山県郡安芸太田町大字穴字 五反田二八一九番一ほか一 筆	四、二四三
石橋 富夫	山県郡北広島町	山県郡北広島町大朝字上原 田一七六三番	一、九一〇
有限会社北広島町農林 建公社	山県郡北広島町	山県郡北広島町川戸字清水 四一七七番三ほか七筆	九、三二六

有限会社北広島町農林
建公社

山県郡北広島町

山県郡北広島町本地字枋田
五三七九番

一、二三八

二 認可年月日

令和三年十二月八日